

社会福祉法人 友愛会

「介護職員等特定処遇改善加算について」

介護職員の処遇改善について、平成29年度の臨時改正による介護職員処遇改善加算の拡充等、現在に至るまで多くの取組が行われています。平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」と決められました。そして、令和元年10月より「介護職員の更なる処遇改善」が創設されました。

社会福祉法人 友愛会における介護職員等の処遇改善について

賃金の処遇改善方法

「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」及び「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」を算定しています。

賃金以外の処遇改善方法

資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対して、資格取得助成制度をつくり、職員が研修や講習を受けやすい支援。
- ・より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修の受講支援。

労働環境・処遇の改善

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。
- ・洗身補助介護器具 リフト浴 スライディングボード等を導入し、介護職員の腰痛対策を含む負担軽減。

その他

- ・非正規職員から正規職員への転換。
- ・地域の児童や生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上。